

## 単独の不活化ポリオワクチン 予防接種のお知らせ

ポリオ(急性灰白髄炎)は、過去には、乳幼児が主にかかり、手足の運動まひを生じたので「小児まひ」と呼ばれました。ポリオウイルスに感染した人の中で、約 1,000～2,000 人に 1 人の割合で手足のまひを起し、一部の人にはそのまひが永久に残ります。昭和 36 年の生ワクチン予防接種の実施以来、患者発生は激減し、ここ 30 年は我が国での発生はありません。ただし、世界的には多数患者が発生している病気です。

ポリオワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあります。日本ではこれまで定期予防接種(予防接種法に定めのある予防接種)に生ワクチンが使用されていましたが、法令が改正され、平成 24 年 9 月 1 日より不活化ワクチンが定期予防接種に使用されることになりました(生ワクチンは今後、定期予防接種に使用することはできなくなりました)。

感染による発病を予防すること及び国内でポリオの流行が起こることを防ぐためにも、ポリオ予防接種は重要です。

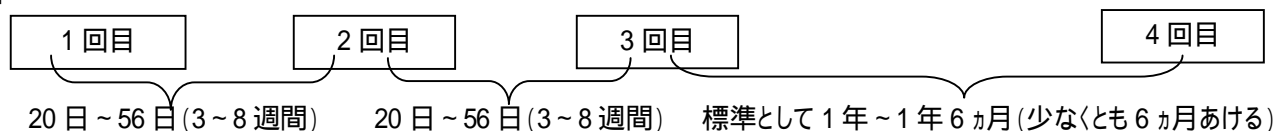
- 1 法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢。公費(無料)で接種を受けることができます。)

「生後 3 ヶ月の応当日の前日」から「7 歳 6 ヶ月の応当日の前日」まで

- 2 予防接種の受け方

このワクチンの標準的な接種年齢・接種間隔は「生後 3 ヶ月から 12 ヶ月までの間に 20 日～56 日までの間隔を置いて 3 回接種し、3 回目接種終了後 1 年～1 年 6 ヶ月(少なくとも 6 ヶ月あける)で 1 回追加接種」となっています。

【表 1】



当分の間(3 年程度)に限って、単独の不活化ポリオワクチンについては、20 日(3 週間)以上の間隔を置いて必要な回数(4 回以内)の接種をすることができますが、この場合であっても、既接種のポリオワクチンも含め、なるべく上記【表 1】の標準的な接種間隔で接種してください。

#### 必要な接種回数

生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンの接種をすでに受けたことがある方は、残りの回数の不活化ポリオワクチンの接種を受けることになります。接種回数については、別紙「ポリオワクチンの接種ステップ(追加説明)」をご覧ください。

なお、以下の点にお気をつけください。

生ポリオワクチンを 2 回接種した方は、不活化ポリオワクチンの接種は不要です。

海外等で、国内未承認の不活化ポリオワクチンを接種した方については、医師の判断と保護者の同意に基づき、4 回の不活化ポリオワクチンの接種のうち、一部の回数の接種を終えたものとみなすことができます。

- 3 予防接種の場所・日時

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。日時については医療機関によって異なりますので、事前に確かめてください。目黒区以外の 22 区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

- 4 予防接種の費用

同封の予防接種記録票を使用し、法定接種年齢(上記 1)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

- 5 予防接種の副反応について

国内臨床試験において、単独の不活化ポリオワクチンを接種後 7 日間の副反応は、初回接種(3 回)では 74 人中 64 人にみられました。初回接種後は、主に疼痛(痛み)8.1%、紅斑(赤い斑点)66.2%、腫脹(はれ)37.8%などの注射部位の局所反応があり、また、発熱(37.5 以上)も 14.9%にみられました。

まれに生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状が海外で報告されているほか、けいれんがあらわれることがあります。

このワクチンは、製造工程に、ウシ成分(米国産、カナダ産及びオーストラリア産ウシの血液成分)が使用されていますが、その後の精製工程を経て、製品化されています。海外では、このワクチンの接種が原因で TSE(伝達性海綿状脳症)にかかったという報告は 1 例もありません。したがって、理論上のリスクは否定できないものの、このワクチンを接種された人が TSE にかかる危険性はほとんどないものと考えられます。

## 6 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、予防接種予診票を記入してください。接種当日は、予診票の太枠線の中をきれいに記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に出してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者の方が、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられる方が付き添ってください。(保護者以外の方が同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記 11 をご覧ください。)

## 7 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5 以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- (4) 4週間以内に生ワクチン(BCG・MR・麻しん・風しん・おたふくかぜ・水痘・ロタウイルスなど)あるいは1週間以内に不活化ワクチン(DPT・DPT-IPV・日本脳炎・インフルエンザ・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンなど)の接種を受けたお子さん
- (5) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

## 8 予防接種を受けたあとは

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後 1 時間以上たてば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)などの症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受け、保健予防課または碑文谷保健センターに連絡をしてください。

## 9 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

## 10 予防接種による健康被害救済制度について

定期的予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が低くなっています。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課または碑文谷保健センターへご相談ください。

## 11 接種当日保護者以外の方が同伴される場合について

定期的予防接種について、保護者からの委任状にもとづき、保護者以外の方の同伴が認められることになりました。同伴者は、普段からお子さんの健康状態をよく知っている方(祖父母、ベビーシッター、保育士、成人の兄弟姉妹など)に限ります。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課保健サービス係(☎03-5722-9503)または碑文谷保健センター(☎03-3711-6446)へご連絡いただくか、下記の目黒区ホームページよりダウンロードしてください。

ホームページのアドレス [http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken\\_eisei/hoken\\_shinsei/kodomoininjou/index.html](http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/hoken_shinsei/kodomoininjou/index.html)

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

【お問合せ】

保健予防課	碑文谷保健センター
☎5722-9503	☎3711-6446

(平成 24 年 11 月時点)

(お問合せ時間)いずれも土・日・祝日を除く、平日 8:30~12:00/13:00~17:00)